

一般財団法人福井県剣道連盟
各 地 区 剣 道 連 盟 会 長 様

一般財団法人福井県剣道連盟
会 長 片 山 外 一

「令和 6 年度女子審判法伝達講習会」の開催について（ご案内）

時下、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、みだし研修会を下記のとおり開催いたしますのでご案内申し上げます。

なお、本講習会は、剣道称号審査受審資格取得のための対象講習会です。

申し込みにつきましては、本県剣道連盟のホームページから個々に参加申し込みになりますので、会員への周知をお願い申し上げます。

また、参加者には、全日本剣道連盟及び本県剣道連盟が示している新型コロナウイルス感染症防止のガイドラインの遵守を御願いたします。

記

1 開催日時

令和 7 年 2 月 8 日（土）午前 9 時 3 0 分から午後 4 時まで
受付 午前 9 時から

2 開催場所

アイパーク今立
福井県越前市栗田部町第 9 号 1 番地の 9
TEL:0778-43-1809

3 講師

七段 山田 聖子（第 2 9 回 女子剣道審判法講習会受講者）
六段 松井 香里（第 2 9 回 女子剣道審判法講習会受講者）

4 講習内容

審 判 法

(1) 剣道試合・審判規則、細則ならびに試合運営要領の運用と解釈の説明。

(2) 同規則による審判実技を通して有効打突の判定・正しいつば競り合いの見極めと宣告ならびに旗の表示要領の実習。

※ 称号受審資格の認定講習会を兼ねます。（別紙 1 参照）

5 日程

9 : 0 0	受付
9 : 3 0	開講式
9 : 4 5	審判実技等
1 2 : 0 0	昼食休憩
1 3 : 0 0	審判実技等
1 5 : 4 5	閉講式

6 持参等

審判規則・細則、

剣道試合・審判・運営要領の手引き（令和6年9月1日第4版）

剣道着、袴、剣道具、個人の審判旗、筆記用具、昼食、マスク着用

7 申込み

福井県剣道連盟のホームページから個々に参加お申し込みください。

締切は2月3日（月）とします。申込方法は次のとおりです。

【手順】

1. 福井県剣道連盟のホームページの申込フォームを開きます。

・ URL : <https://tinyurl.com/3kx6yjkx>

・ QR コード : 右の QR コードからも開くことができます。



ホームページから申込ができない方の対応について

ホームページから申込ができない方の対応につきましては、各地区事務局にて、代行して、ホームページの申込フォームからのご登録をお願いします。ホームページからの申込に関して不明な点がある場合は事務局までご連絡ください。

福井県剣道連盟事務局（担当：岡田恵子）

・ メールアドレス : fkikendo@herb.ocn.ne.jp

・ 電話・FAX : 0776-28-6616

剣道・居合道・杖道 称号受審要項

1 称号受審資格

(1) 錬士受審 資格

- ① 六段受有者で、六段受有後、1年を経過し、福井県剣道連盟の選考を経て福井県剣道連盟会長から推薦された者。
 - ※ 修行年限にかかわる受審資格は取得日ではなく取得月で計算する。
例) 令和2年5月15日に六段を取得した場合、令和3年5月3日の称号審査は1年を経過していないが六段取得月と同月のため受審可能。
- ② 五段受有後10年以上を経過し、かつ、年齢60歳以上の者（称号・段級位審査規則第11条第2項による特例）。
 - ※ 福井県剣道連盟会長は、申込者が規則第10条の付与基準に該当し、かつ、実施要領の「錬士を受審しようとする者の備えるべき要件」（①～③）を満たしていると認めた場合、全剣連会長に候補者として推薦する。なお、規則第11条第2項の特例による推薦は特に厳選することとする。
 - ※ 年齢基準は審査当日とする。
- ③ ①もしくは②の条件を満たし、全剣連称号審査の開催日より1年以内の県剣連主催または全剣連主催の講習会を1回以上受講している者。

(2) 教士受審 資格

- ① 錬士七段受有者で、七段受有後、2年を経過し、福井県剣道連盟の選考を経て福井県剣道連盟会長から推薦された者。
 - ※ 修行年限にかかわる受審資格は取得日ではなく取得月で計算する。
例) 令和2年5月15日に七段を取得した場合、令和4年5月3日の称号審査は2年を経過していないが七段取得月と同月のため受審可能。
- ② ①の条件を満たし、全剣連称号審査の開催日より2年以内の県剣連主催または全剣連主催の講習会を2回以上受講している者。

※ 講習会受講回数に関する注意点（錬士・教士共に）

- ・全日本剣道連盟が主催する講習会（後援講習会等）も回数に含む。
- ・社会体育指導員中級認定を受けた者は、剣道錬士受審のための講習会を受講したものとみなす。申請時に認定書の写しを添付すること。
- ・社会体育指導員上級認定を受けた者は、剣道教士受審のための講習会を受講したものとみなす。申請時に認定書の写しを添付すること。
- ・受審申込の際には、講習会受講履歴を必ず記入する。受講履歴が確認できない場合は、称号審査会の受審推薦できない。

附 則 この要項は令和3年4月1日から施行する

附 則 この要項は令和5年4月1日から施行する（改訂 令和3年5月31日）